

第 問

設問1

1 (1) 127117

(1) Fの甲の所有権(民法206条)が自己にあるとの主張は認められるか。Fのかかる主張が認められるためには、①Cが甲の所有権を有していること、②Bが甲の所有権を相続により取得したこと、③BA間で甲の売買契約(555条)が締結されたことが必要である。①はFE間で権利白白が成立し、③はEに認められるため、②が認められるかを検討する。

(2) 相続人は、被相続人の死亡時において、被相続人の財産を包括承継する(882条、896条)。D、EはCの子であるため(887条1項)、1985年4月のCの死亡時に、甲の所有権を承継取得する(897条)。さらに、BはDの子であるため、1988年7月のDの死亡時に、Dの有していた甲の持分を承継取得する。そのため、BA間で甲の売買契約を締結した1990年11月15日において、BとEがそれぞれ2分の1の甲の持分を有していたといえる。

(3) 殊では、甲の持分を2分の1しか有していないBがAと締結した売買契約により、Aは甲の所有権を取得できるか。共有状態(898条)の不動産の持分権者は、自己が有していない持分については無権利者であるため、この者が行った処分行為のうち自己が有していない持分部分は無効であると考えられる。

BはEの有していた甲の2分の1の持分については、BA間の売買契約は無効である。

第 問

(4) 877、Fの甲の所有権が自己にあるとの主張は認められ
ない。ok

2 (2) 127117

取得時効(162条1項)の要件を論じる上で、事実が法律上の意義を有するかどうか、及びその内容を検討する。

取得時効の要件は、①20年間、②所有の意思をもって、③平和かつ公然と、④他人の者を、⑤占有したことである。このうち、②は占有が所有の意思に基づいていたことを意味する。

事実3は、AがBとの売買契約により甲の所有権を取得したことを効果とするため、Aの甲の占有が所有の意思に基づいていたことを推認する。そのため、事実3は、②の要件を基礎づける間接事実として、法律上の意義を有する。

また、③は、占有が他人の権利を侵害するような態様でなく、かつ客観的に明らかな占有であることを意味する。事実3は、Aが売買契約という契約締結行為により甲の占有を取得していることを表すため、Aの占有が他人の権利を侵害するような態様でなく、かつ客観的に明らかな占有であると推認する。そのため、事実3は、③の要件を基礎づける間接事実として、法律上の意義を有する。

また 設問2

（第 問）

Gの寄託契約^(652条)に基づく和風だし1000箱の引渡請求は認められるか。

1 寄託契約はいつでも寄託物の返還を請求できることである(662条)。また、寄託契約書6条によると、受寄者は寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還するとされている。そのため、Gの上記請求は認められると思える。

しかし、本件ではFとGが種類及び品質が同一であり、包装も均一である和風だしを1000箱ずつHに寄託したものであり、Hは混合保管(寄託契約書3条1項)としていたといえる。そして混合保管とされた物は寄託した物の数量の割合にたじ、寄託物の共有持分権を有する(同4条)とされている。そのため、FとGの和風だし2000箱のうちの1000箱が盗取されて消失している本件では、FとGは和風だし500箱分の共有持分権しか有せず、Gの上記請求は認められないと思える。やま

2 そこで、寄託契約書におけるGとHの意思を解釈することでGの上記請求が認められるかどうかを検討する。

(1) 契約内容の意思解釈は、取引安全の点から、当事者の合理的意思を客観的に判断することで行う。

(2) 本件の寄託契約における混合保管の承諾(3条1項)は民法上規定されていない特約である。混合保管がGとH間で争いが起きないよう、他の寄託者との混合保管

の承諾の保証(3条2項)や、混合保管物に対する共有持分権の確認(4条)の条項が置かれていた。

そして、6条は、3条、4条以下に規定され、3条で用いられている混合保管という言葉を使って、「混合保管とされた11の物の中から」同一数量を寄託者に返還するとしている。したがって、6条の規定は混合保管がとれていることを前提としているといえ、3条、4条を前提としていると客観的にGとHの意思を読み取れる。客観的な理由がほい。

よって、6条は、寄託物が滅失したような特約の事情があった場合は、現存する混合保管とされた物のなかから寄託していた物の数量の割合にたじて返還するとすることが、当GとHの客観的な合理意思に合致する。3以上より、Hは、和風だしが1000箱しか存在せず、Fの持分として500箱の返還はできないことを理由として、Gの上記請求のうち、和風だし500箱の引渡請求は拒むことができる。

設問3

1 債務不履行の成否

FのHに対する山菜におおむね的とする寄託契約の債務不履行を理由とする損害賠償請求(45条)において、債務不履行の要件は認められるか。

FとHは山菜をおおむねで無償で保管することを合意していた。そのため、山菜をおおむねの保管についてFH間で結ばれていた

(第 問)

契約は無償の寄託契約であったといえる。無償受寄者であるHは、山菜おにの保管について、自己の財産に対するのと同様の注意義務を負う(659条)。

それにもかかわらず、Hは、内の施錠を怠り、山菜おにを500箱全てを盗取している。Hは仮に山菜おにが自分の物であっても、他の者と売買契約済みで300万円という大金で売れた目的物である山菜おにが盗まれたように施錠をした建物で管理すべきであったのに、内の施錠を怠っていたので、自己の財産に対するのと同様の注意義務を懈怠したといえる。

したがって、HはFとの山菜おにを管理する義務喪失・債務不履行をしている。

2 Q金店舗で山菜おにを取り扱ってもらえなかったことについての損害賠償請求の可否

かかる損害は損害賠償の範囲に含まれるか。

(1) 損害賠償の範囲を定め、416条は、1項で予見可能性を問題とする点から通常損害がこの範囲に含まれることを定め、2項で当事者の公平の点から予見し、又は予見し得た特別損害がこの範囲に含まれることを定めている。そして、予見の時期は、当事者の公平の点から履行不能時・債務不履行時である。

(2) 確かにFはHに対して、債務不履行時である平成24年1月24日以前の同月22日に山菜おにをQ百貨店本店に

(第 問)

置いてもらうことになり、評判が良ければQ百貨店全店で山菜おにを取り扱ってもらうことを話している。

しかし、同日時点においても山菜おにの評判が良くなるかどうかは不明であり、全店舗で山菜おにを取り扱ってもらうことへの損害は予見できなかった。

そのため、かかる損害は、山菜おにが盗取されたことで通常発生する損害ではなく、Hが同月24日に予見できた損害でもないため、特別損害にあたらない。

したがって、かかる損害はHの損害賠償の範囲に含まれない。

よって、Fは、Hに対して、かかる損害賠償を請求することはできない。

以上

第1. 設問1.

1. 小問(1).

(1) Fは、AがBから甲土地を買受けたこと、そして、A死亡により唯一の子であるFが甲土地の所有権を相続により取得した旨主張できるか。(問題の所在を示す)

(2) 法定相続人が複数いる場合、相続財産は共有状態となる(898条)。よって遺産分割協議等により単独所有とならない限り、各相続人は自己の持分を超えて相続財産を処分することはできない。

(3) 本問において、Fは、AがBから甲土地を買受けたことを前提としているが、Cの死亡時に相続人DとEの間に遺産分割協議は行われていない。それにも関わらず、Dに甲土地全体についてDが所有権を有するとして、Dの子Bがこれを相続したと主張するが、甲土地はDとEの共有状態にあつたのであるから、Bは、甲土地のD持分の限度でしか相続していない。

(4) よって、Fは、他の甲土地共有持分権者であるEに対し、甲土地の所有権が自己にあることを主張できない。

2. 小問(2).

(1) ~~取得~~ 20年間の占有継続と認められる時効取得の要件は、①所有の意思、②平穩・公然、③他人の物、④20年の占有継続である。AB間の甲地売買契約の成立は、どのような法律上の意義を有するか。(162条項)

(2) ①所有の意思。

Aが甲土地を買受けた事実は、Aの自主占有を基礎づける事実である。

②平穩・公然。

特に意義はないと思われる。

③他人の物

Aは甲土地を、B持分の限度であるが買受けているので、「他人の物」とは、言えないのではないか。162条が時効取得を認めるのは、継続する事実状態の尊重にある。そしてこれは自己の物についても妥当する。

よって、他人の物という要件については、特に問題にはならない。

④20年の占有継続。

特に意義はないように思われる。

(3). 他主占有権限がEから抗弁として出された場合、所有の意思については、166条1項により推定がされるので、下線の売買の事実は、Eの側から他主占有権限の抗弁が出された場合に、これを否認する事実となる。

第2. 設問2.

(1) 本件寄託契約書6条によれば、受寄者は寄託者に対し、寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還しなければならぬ。受寄者Hに対し、寄託者Gは、自己の寄託した数量である1000箱の糸国だしの引き渡しを求めているが、他の寄託者Fの権利を侵害しても引き渡しは認められるか。

(2) Hのもとに寄託されていた糸国だし2000箱は、種類及び品質が同一であり、包装も均一であったので、混合保管がされていたといえる(契約書2条)。そして、各寄託者は混合保管された物について、それぞれ寄託した物の数量の割合に依り、共有持分権を有する(契約書4条)。

(3) 本問において、寄託者GとFはそれぞれ1000箱ずつ寄託していたのであるから、各5割の持分権を有する。

よって、寄託物の半数につき、引き渡し請求権が認められると考えられ、このように考えれば、自己の持分割合を超えて他の寄託者を害することもないと考えられる。

見 本

(4) したがって、Gは和風だし500箱の限度で引渡請求が認められる。

第3. 設問3.

(1) 寄託契約の債務不履行を理由として、FはHに対し、損害賠償請求をしようとしている。Hは、かならず債務について不履行となったのか。

(2) 無償寄託においては、受託者は、自己の財産に対するのと同様の注意義務を負うのが原則である(659条)。もっとも、既に寄託契約関係にある者が同一の場所で追加で目的物を保管する場合に、受託者は、先行する寄託契約の内容に従う暗黙の合意がなされたと見られることもあると考える。

(3) 本問において、Hは、「山菜おこめ」については、丙建物において無償で保管する旨をFと合意しているから、原則として、自己の財産に対するのと同様の注意義務を負う。しかし、当該契約は、既に「和風だし」の保管で丙建物が有効活用されていることを前提となされたものであり、細目について取り決めがなされなかったのは、先行する和風だしについての寄託契約の~~内容~~が内容が存在していたためであると考えられる。おかし理由が欲しい。

よって、本問においては、和風だしの寄託契約第2条2項に従い、Hは山菜おこめについても善管注意義務を負うと考える。

そして、事実関係によれば、山菜おこめが窃取されたのは、Hが丙建物の施錠をすばとこ、これを怠ったためであるから、善管注意義務に違反している。

(4) したがって、Hに債務不履行が成立する。

(5) では、Q百貨店で山菜おこめの取扱いがなくなったことについて損害賠償請求ができるか。

(6) 損害の範囲については、債務者が予見可能であったものについては、特別損害であって、損害の範囲に含まれる(416条2項)。

見 本

(7) 本問において、Fは、たまたまHが「和南」を訪ねた平成24年1月22日に、Q百貨店が、評判次第では、山菜おこめを全店舗で取り扱うことを申し出ていた旨語しているから、Hは、評判が悪くなれば、山菜おこめのQ百貨店の取扱いがなくなること予見可能であったといえる。

(8) したがって、Fは、Hに対し、Q百貨店で山菜おこめの取扱いの中止についても損害賠償請求をすることができる。

以上、

第 1 問

設問1(1) 向題提起

第1 設問 Fが主張が認められるためには、C所有の甲土地をDが相続(民法882条、887条1項、896条)し、さらにこれを相続したBからAが甲土地を買い受け、FがAを相続する必要がある。

しかし、Cが死した1985年4月においては、^{Cの}子としてDとEがいた。このうち、DEがCの相続人(民法887条1項)となり、~~相続財産~~甲土地は相続した^{DEの}共同所有となる(民法898条、899条)。

そして、Bが、Cの相続について~~共同所有~~共同所有にできなかった旨を主張する。このため、遺産分割の協議等が必要となるが、BがDを相続した1988年7月において、~~共同所有~~甲土地はDEの共同所有であると主張する。

そのため、1990年11月15日の甲土地売買契約でAが取得したものは、Bが向けた持分権についてであり、FとしてはこれをAから相続したにすぎないから、甲土地の所有権が自己にあると主張できる。

第2 ねえ、Fが主張が認められるか。

設問1(2)

第1 ~~占有取得~~占有取得の要件は、①所有の意思をもつ、②平和かつ公然と③20年間、④他人の物と占有することである。

①については、民法186条1項により推定されるが、占有取得原因により客観的に判断される。

第2 本問の下線部については、これはAB間の甲土地売買契約の~~結果~~結果であるから、特に、Aの占有取得原因に依る事実である。

これ、売買契約は、自治所有物と取引する契約である。要件①と占有取得事情となる。

第3 したがって、要件①については、~~所有の意思をもつ~~推定されるので、Eが抗弁として~~主張する~~主張する必要があるが、本問の下線部は要件①の~~これを基礎にしているもの~~をいう。Eが抗弁を主張するのには、法律上の必要はない。

設問2

第1 本件において、Hは、GFがそれぞれ2000箱の和風だしを寄託してあるが、そのうち半分が盗取された。そのため、GFは1000箱のしを返して欲しいと主張する。このため、GFが寄託者にしを返して返還を請求するが、~~返還を請求する~~1000箱のしを返す問題は、

第2 本件、~~寄託物の返還を請求する~~寄託物の返還を請求する(民法662条)。

第3 本件、~~寄託物の返還を請求する~~寄託物の返還を請求する(民法662条)、GFはGFの寄託者にしを返還を請求するが、~~しを返還を請求する~~しを返還を請求する。

しかし、本件では、上述述べたように、HはGFがそれぞれ2000箱の和風だしを寄託してあり、これを混合保管(別紙3参照)していた。

これ、混合保管とは~~混合保管~~混合保管の物について、寄託物の数量に依り、寄託物の共有持分権を有する寄託者があることが前提となる(別紙4条)。

そのため、~~GFが和風だしを1000箱を寄託している~~本件においては、GFは寄託物の混合保管した物の2分

の 1 に $\frac{1}{2}$ 共有極分権を有するものと考えらる。

「混合保管物」^(加害物)の意義について② ~~混合物の~~ ~~性質~~ ~~が~~ ~~異なる~~ ~~物の~~ ~~混合~~
~~物の~~ ~~性質~~ ~~が~~ ~~異なる~~ ~~物の~~ ~~混合~~ ^{現在}
~~を~~ ~~前提~~ ~~として~~ ~~認め~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~て~~ ~~ある~~ ~~こと~~ ~~に~~ ~~照~~ ~~ら~~ ~~せ~~ ~~て~~ ~~扱~~ ~~う~~ ~~こと~~ ~~が~~ ~~理~~ ~~由~~ ~~と~~ ~~な~~ ~~る~~
~~保管~~ ~~を~~ ~~その~~ ~~一部~~ ~~が~~ ~~滅~~ ~~失~~ ~~した~~ ~~場合~~ ~~には~~ ~~これ~~ ~~を~~ ~~控~~ ~~除~~ ~~け~~ ~~た~~ ~~残~~ ~~余~~ ~~が~~ ~~混~~ ~~合~~
~~保管~~ ~~を~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~物~~ ~~と~~ ~~い~~ ~~う~~ ~~べ~~ ~~き~~ ~~で~~ ~~あり~~ ~~、~~ ~~返~~ ~~還~~ ~~請~~ ~~求~~ ~~の~~ ~~先~~ ~~後~~ ~~に~~ ~~よ~~ ~~る~~ ~~で~~ ~~公~~ ~~平~~ ~~に~~
~~残~~ ~~余~~ ~~物~~ ~~が~~ ~~分~~ ~~配~~ ~~さ~~ ~~れ~~ ~~る~~ ~~こと~~ ~~が~~ ~~法~~ ~~則~~ ~~と~~ ~~な~~ ~~る~~ ~~こと~~ ~~に~~ ~~照~~ ~~ら~~ ~~せ~~ ~~て~~ ~~扱~~ ~~う~~ ~~こと~~ ~~が~~ ~~理~~ ~~由~~ ~~と~~ ~~な~~ ~~る~~
~~CF~~ ~~問~~ ~~で~~ ~~は~~ ~~、~~ ~~当~~ ~~事~~ ~~者~~ ~~の~~ ~~合~~ ~~理~~ ~~的~~ ~~義~~ ~~理~~ ~~に~~ ~~合~~ ~~致~~ ~~す~~ ~~と~~ ~~考~~ ~~え~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~る~~

解了 主件の混合保管した「4口大」200箱の15 100箱...
 全部21に減少した。2014年、2015年 1000箱の混合保管
 「2口大」2015

として、~~共有持分~~ GF持分 に1の割合で混合得権が所有物に
7.2 寄託物の共有持分権は存続するので、 GF持分 取得者 D の
持分権は存続している。

したが、2. 残り 1000 箱全てを G に引当せしめ、F に 500 箱
分の権割合を侵害する二とになる。(表に記す)

Gの引液誘致によるSDS阻害の除去 - 高麗花 2010

傳説不羈の戦馬

1 砂、H₂F₂、F₂の「土壌おわ」を所建物内において保管
することと含意しており、平成24年11月10日に~~土壌おわ~~「土壌おわ」
500箱が運~~ん~~込まれたこと、寄託契約書（民法657条）
が成立している。

2. 以上、お前が書いた無償の保証状が、H氏、自己の財産に如何の同一の注意を以て寄附物と信託する旨を要する旨(民営659条)。2024年1月24日 有償の寄附の

これに事なかれ主義、¹は²両建物内脱走を志してあり、~~警察~~
 上記の¹自己の財物を盗るために²第三者が建物内に侵入し、お
 稽古堂の¹敷道業の²北が³告⁴が⁵、¹と²と³と⁴と⁵、¹上²記³義⁴原⁵に
 存在した¹2²30

3 Lf. a. 7 Hn 停頓不願行 介觀 K5680

第2 本問下程にかかち相害懸候諸才の可否

1 修第不展期に據つて損害賠償は、「原」 學生才門主損害、「材」
物外。事情における天災損害。② 当事者が、另足材料を別に購入し
て之で修繕した（民法416条）。

2. 未問の下線は、「山梨から」が濃淡の点に起因して、FQ
階の「山梨から」に因り交渉が打ち切られるというので、
11の傍聴不届行が^{必要}な生じの程度とは一致せず、7月9日の事情
16に生じた損害と一致。

3 24212, 当事者が第11条第1項に違反したと主張する。

証人1は、偽造不渡行の要請平成24年10月24日~~22日~~土曜日の同
 日22日に、Fから「山本かおる」がQの金店舗で販売した
 可能性があると証言した。聞いていた。

しかし、Qの全店舗で扱われる商品が長ければ必ずしも保証付くわけであり、「企業が」がQに「含められ」と全店舗で扱うことを保証するわけではなかった。

第

問

第

第

その上ト11に2...で、信託不承の時に、 $\frac{1}{2}$ 重本に $\frac{1}{2}$ がQの
金店管中取板 255とある。255は引取板引取し255は
125と

245

設問1.

第1.(1)について.

1. Fの主張は認められずか。Fの主張は、AがBとの売買契約により甲土地を取得したこと前提とするものであると、売買契約時にBは甲土地の所有権を有していたのかという点となる。

2. 甲土地の所有権は、Cが死亡する以前は、Cが有していたものと考えられる。そしてCが、昭和60年4月に死亡したことにより、甲土地の所有権は相続人であるDとE(民法以下法名略)887条1項)の共有状態になったといえる(900条1項)。

その後、Dが旧暦63年7月に死亡したことにより唯一の相続人であるBが、甲土地の持分権(この場合持分割合2分の1の持分権を相続したことになる(887条1項))。

そして、AはBと売買契約を締結しているところ、その時点においてBは甲土地の持分割合2分の1の持分権しか有していなかったものであるため。

よって、Aは売買契約により、持分割合2分の1の持分権を取得したことになる。

以上より、A持の相続人であるFは、持分権の限りで、Eに主張できるのみであり、Fの主張は認められない。

第2.(2)について.

1. 3の下条泉の事実とはどのような法律上の意義を有するか。

か。以下検討する。

2. 検討

(1)要件

Fが20年間の甲土地の占有と理由となる取得時効を主張するためには、①20年間の占有、②所有の意思、③平穩かつ公然と、④占有をしたこと、⑤非接用の意思表示、また、FはAの占有と相続占有を合わせて主張するのであるため、⑥被相続人の死亡、⑦自分が相続人であることを示す必要がある。

このうち20年間の占有については、占有の開始時と20年継続時の占有と立証すれば、その間の占有系継承が推定される(886条2項)。

また、②所有の意思、③平穩・公然については、推定される(886条1項)。

(2)下条泉部3の法律上の意義

3の下条泉を付した事実は、上記要件のうち、②所有の意思に該当する主要事実としての意義を有する。

1. すなわち、所有の意思は、~~外形的な客観的~~占有の取得原因事実から客観的に判断できるところ、売買契約により、買主は自己の物として占有をはじめたと考えられるためである。

2. 以上より上記の通り、3の下条泉を付した事実は、「所有の意思」に~~あたる~~主要事実にあたる。

設問2.

第1. 契約書6条を根拠とする請求.

1. Gは寄託契約書6条を根拠に和風たし1000箱の返還を求めようとしている。一方、Hは和風たしは現時点で半分の1000個しかなく、Gの請求を認めるとFに返還するものがないかと反論しようとしている。では、この請求は認められるか。6条の解釈が問題となる。

2. この点、正確かに、6条は「寄託に係るものと同一数量のものを返還する」としているため、これを根拠にGは1000箱の返還を求めようとしていると考えられる。

しかし、契約書4条は、「寄託は物の数量の書合に於て、寄託物の共有持分権を有する」としているため、FとGは和風たしにつきそれぞれ2分の1の持分権を有し、そのような共有状態の和風たしは2000個存在していると考えられる。

もしそのような共有状態にある和風たしにつき、返還を認めた場合に、他の共有者の持分権を害することになる場合につき、6条を根拠に返還を求めようとするときは、契約の時点でHもGも考えていなかったものと解される。

よって、6条は、寄託された物が全て存在するもの

場合に認められず規定であり、寄託物の一部が滅失したような場合には適用されない規定であると解釈すべきである。

3. そうであれば、本件では寄託された和風たしのうち、1000個は争い争ってしまっているため、6条は適用できないと解される。

よって、Gは契約書6条を根拠に和風たしの返還を請求できない。

第2. 物権的請求.

1. Gは、和風たしの持分権を根拠とし、Hに対し、和風たし1000個の返還を求めようとしている。

2. この点、Gは①和風たし1000個の持分権を有すること、②和風たしをHから占有していることを主張し、立証することにより、返還請求が認められると考えられる。

しかし、これに対しHは、和風たしの持分権者であるFとの寄託契約に基づき占有しているものであることを理由として占有権限の拡大を主張するものと考えられ、これは認められよう。

よって、Gは持分権を根拠として和風たしの返還を求めようとはできない。

第3. まとめ

以上より、~~Gは~~ 契約書6条 ~~を~~ 根拠とする債権的請求、持分権を根拠とする物権的請求の双方とも認められぬ。Gの所有物として1000箱の引渡請求は認められない。

設問3.

第1. 債務不履行の成否.

1. 寄託契約の債務不履行は認められるか。以下、検討する。

2. 検討.

(1) 債務の存在.

A. 本件では、どのような債務がHに認められるか。

この点、山菜おこちの寄託は、~~手~~和風たしり寄託と連系性のあるものであるため、同一の契約内容となることを考え、善良注意義務が認められる(契約書2条2項)と考える。

しかし、両者は別の契約であり、同一の契約と考えるべきではない。

よって、山菜おこちの寄託は無償によるものであるため、Hは、自己の財産に対する同一の注意をもち、山菜おこちを保管する義務を負うといた ~~と主張~~と主張すべきである(659条)。

(2) 不履行の成否.

山菜おこちが盗まれたのは、Hが内り万金錠を盗

ていたからである。

自己の物を保管するに際しても、通常、万金錠程は貴重ものと考えられるため、金万金錠を ~~盗~~ 盗むことを怠ったことは、債務不履行の事実ということができる。

以上より、債務不履行は認められる。

第2. Qで 取り扱ってもらえなかったことについての賠償の可否.

1. 債務不履行による損害賠償が認められるためには①債務不履行の事実、②帰責性、③損害、④因果関係が認められなければならないところ、①については、上記の通り認められる。また、②についても、Hは不注意により万金錠を盗んでいないため、認められる。また、取り扱ってもらえなかったことによる損害も認められる(③肯定)。では、この損害につき、因果関係は認められるか。

2. 416条1項は、「通常生ずべき損害については、因果関係を認め、そうでない場合は2項に該当する場合に因果関係を認めるとしている。

よって、2項の事情を見し、又は認めなければならない。は、損害賠償は公平の観点から、債務不履行時を基準とする。

3. 本件では、平成24年10月22日にFがHに対し、Qを取り扱ってもらえなかったことを伝えしている。

そのため、この損害は「通常生ずべき損害ではないものの、

1 債務不履行時に迎えたものといえる。

2 おと。FはHに対し、山家からものを取付けられたものとして

3 なったことについて、損害の賠償を請求することかできる。

4 以上。